

## 中小企業・小規模企業に必要な久喜市の支援施策

中小企業・小規模企業振興対策と課題	必要とされる中小企業・小規模企業への具体的支援策
<p>・平成26年「小規模企業振興基本法」成立 国内には385万社の中小企業があり、その約9割は小規模企業です。その小規模企業は、地域に密着し、地域経済を支え、地域コミュニティの維持に大きく貢献してきましたが、これまでは必ずしも施策の恩恵が十分に届いていませんでした。この小規模企業に焦点をあて、小規模企業やそれらが根ざしている地域を活性化させて、地域経済ひいては日本経済を元気にしていくことが、強く求められていました。 この法律の最大のポイントは、中小企業振興基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、「事業の持続的な発展」を位置づけたことです。</p> <p>・小規模企業振興基本計画（経済産業省）における4つの目標</p> <p>① 需要を見据えた経営の促進 ② 新陳代謝の促進 ③ 地域経済の活性化に資する事業活動の促進 ④ 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備</p> <p>・平成26年「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」の改正 小規模企業の事業の持続的な発展を支援するため、商工会が事業計画の作成及びその着実な実施を支援することや、技術の向上、新たな事業分野の開拓その他の小規模企業の経営発達に特に資するものについて策定した「経営発達支援計画」を経済産業大臣が認定することになりました。久喜市商工会では、平成28年4月22日に経済産業大臣から計画認定を受け、その事業に取り組んでいます。</p> <p>・平成29年 4月「久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例」施行 第4条で12項目の基本的施策を規定</p> <p>・平成29年12月「埼玉県小規模企業振興基本条例」施行 第4条で6項目の振興施策を規定</p> <p>・喫緊の課題</p> <p>・平成21年からの5年間で中小企業2万社増加、小規模事業者の40万社が廃業等により減少しました。（中小企業白書）</p> <p>・中小・小規模企業の経営者の約60万人が60歳代であり、後継者難により7年後には130万社近い企業が廃業の危機に陥ることから、国は今後10年間に事業承継税制優遇の集中対応期間としています。</p> <p>・起業・創業によりイノベーションが起こり、既存企業は成長を目指し、事業や経営資源が円滑に次世代に引き継がれるというライフサイクルが重要となっています。</p>	<p>1. 事業承継に対する支援 ・中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画に策定された事業承継（世代交代）する際の設備投資に対して補助する。 補助上限額300万円・補助率1/2</p> <p>2. 創業者に対する支援の対象拡大（空き店舗活用創業等支援事業補助金の改正） ・空き店舗以外での創業も対象とする ・製造業、建設業等も対象とする。</p> <p>3. 小規模事業者経営改善融資制度の利子補給 ・日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善融資の利子を補助する。 期間7年以内・補助率1/2</p> <p>4. 久喜市版小規模事業者持続化補助金 ・持続的な経営に向けて販路開拓に関する経費を補助する。 補助上限額50万円・補助率2/3</p> <p>5. 経営革新制度の認定企業に対する支援 ・経営革新計画に盛り込んだ設備投資、販路開拓及び借入利子への補助 設備投資：補助上限額100万円・補助率1/2 販路開拓：補助上限額 30万円・補助率1/2 利子補給：期間5年以内・補助率1/2</p> <p>6. 空き店舗所有者に対する固定資産税の減免 ・空き店舗所有者が小規模企業に賃貸した場合、固定資産税を減免する。 期間5年以内・減額率1/2</p> <p>7. 敬老会等の現金給付から商品券への変更 ・高齢者（敬老会）、子育て世帯等に対して給付する現金を市内の大型店等以外で使用できる商品券に変更する。</p> <p>8. 小規模事業者の広告掲載に対する支援 ・久喜市「広報くき」の掲載料金を1/2に減額する。 ・久喜市ホームページのバナー広告の掲載料金を1/2に減額する。</p> <p>9. 中小企業退職金共済制度の掛金に対する補助 ・中小企業の従業員を対象とする国の退職金制度の掛金を補助する。 期間3年以内・補助率1/5</p>